平成 24 年 4 月 19 日

豊川市等が実施した総務省 ICT 関係交付金事業の問題点

コンプライアンス室長／ICT 補助金等調査
・検討プロジェクトチームリーダー

総務省では、総務省の ICT 関係補助金等事業のうち NPO 法人を事業主体とする採択事業において、総務省及び事業主体の両者に不適切な予算執行の実態・問題が判明したことから、昨年 5 月、補助金等に係る予算執行の適正化確保を図るため、「ICT 補助金等調査・検討プロジェクトチーム」を設置し、ICT 関係の補助金等の予算執行の在り方について調査・検討を行っていた。

今般、総務省の交付金事業である「ICT ふるさと元気事業」（平成 21 年度第二次補正予算事業）の個別採択事業のうち、豊川市を代表とする愛知県内の 6 市町村が事業主体となって実施した「高齢者むけ『ふるさと元気』支援事業」（以下、「本事業」という）について、コンプライアンス室及び ICT 補助金等調査・検討プロジェクトチーム（以下、「プロジェクトチーム」という）において調査を行ったところ、後記のような問題点が認められた。

１　本事業の概要

＜事業主体＞

豊川市（代表）、蒲郡市、新城市、設楽町、東栄町、豊根村の連携主体*

＊連携主体（交付金交付要綱による定義）：交付金に係る事務の処理をその代表となる地方公共団体に委任して実施することを約した複数の都道府県、特別区、市町村又は法人

＜事業の内容＞

3 市 2 町 1 村で設立予定の協議会を実施団体とし、地域雇用をベースに、ICT 人材を育成し地域に根付く高齢者向け情報・サポート事業を行う。自立可能な事業として構築（ふるさと安心・元気センター（仮称））。情報弱者である高齢者の情報利活用手段を整える。特に 80 歳以上（事業開始後の計画変更により実際は 65 歳以上）の高齢者が利用可能な「ふるさと元気端末（仮称）」を開発し約 1000 世帯に配布する。高齢者に必須の行政サービス（安否確認・緊急連絡・捜索・医療情報等々）をボタン一つで双方向の利用を可能とする。（交付申請時に提出された実施計画（概要）の記載）

＜交付決定額＞　　239,755 千円

＜確定額＞　　227,569 千円

＜スケジュール＞

公募開始　　平成 22 年 2 月 4 日
交付決定・事業開始　　平成 22 年 5 月 27 日
事業期間終了　　平成 23 年 2 月 28 日

＜交付金事業期間終了後の事業運営*＞

豊川市は、事業期間中の事業運営のほぼすべてを委託した民間企業 A 社と、事業期間終了後 5 年間の事業継続に関する協定書を締結。その内容は、豊川市が交付金で購入したサーバ等の機器を無償で A 社に貸与し、豊川市からの委託料や経費の支払いはないというもの。

＊採択事業の公募の際に公表した ICT ふるさと元気事業の実施要領には、「将来にわたって、確実に継続・運営できる事業であること」が重点評価項目とされており、応募の際に提出される計画書には、事業に係る 5 年間の収支計画・実施体制や事業の継続性確保の方策について記載を求めるなど、事業期間終了後も事業が自律的・継続的に運営されることが採択の前提となっている。

２　事業主体における主な問題点

（１）不適切な事例

① 携帯電話利用料金の過剰請求

豊川市から事業運営を受託した A 社は、交付金の支払い対象とならない事業期間外（平成 23 年 3 月以降）の携帯電話通信使用料も含めた前払い金を携帯電話サービス事業者に支払い、これを事業期間内の通信使用料として豊川市に請求、豊川市も同額を総務省に請求した結果、本来支払われるべきではなかった約 4500 万円の過剰な交付金が豊川市に支払われた。

② 購入機器の不使用

本事業で開発したシステム（ソフトウェア）を稼働させるためにサーバ 4 台が購入されたが（関連機器を含め約 900 万円の購入費は交付金の支払い対象となっており、所有権は事業期間終了時に A 社から豊川市に移転）、実際は、事業期間中から現在まで、開発したシステムは A 社が開発を再委託した業者のサーバで稼働しており、購入した 4 台のサーバは本事業の目的に使用されたことがなかった。

③ 交付金事業期間終了後の携帯電話不使用

本事業で高齢者に配布するために 1000 台の携帯電話（スマートフォン）が購入されたが（本体代金約 4600 万円は交付金の支払い対象となっているが、所有権は現在も A 社にある）、当該携帯電話は、事業期間中（平成 22 年 10 月～平成 23 年 2 月）は 950 人程度の高齢者に配布され、使用されたと認められるものの、事業期間終了後はわずか 30 人程度のユーザーに

使用されているのみで、900 台以上が回収後、未使用のまま保管されている。

（２）不適切な事務処理

① 不透明な業務委託先の選定

豊川市から A 社への業務委託は、交付決定後にプロポーザル型の公募を行い、応募企業 2 社から審査によって A 社が選定された形をとっている。しかし、豊川市は、もともと A 社から本事業のアイデアを得て ICT ふるさと元気事業に応募し、総務省への交付申請に必要な見積書で A 社以外の企業が発行するもの（携帯電話サービス事業会社の見積書を含む）も A 社に依頼して間接的に入手していたもので、実効性のある審査が行われたか疑問が残る。

② 委託先の事業実施状況のチェックが不十分

豊川市は、交付決定額そのままの金額で、事業に係る業務のほぼすべてを A 社に委託し、上記（１）①や②のような問題点を見過ごしたまま、交付金額の確定のための報告書や証憑を総務省に提出していた。

③ 事業継続努力が行われていない

豊川市は、事業期間終了後も、A 社に継続事業の運営を無償で委ねただけで、総務省から指摘を受けるまで上記（１）③のような状況について特段の改善努力を行っていなかった。

３　総務省側の問題点

- 交付金額確定時の提出証憑の審査・検討が不十分

本事業は豊川市から A 社にほぼ完全に委託されていたため、額の確定時に豊川市から総務省に提出された経費の裏付けとなる証憑は A 社が発行したもののみである。携帯電話関連経費については 1000 台の「5 ヶ月間の通信使用料」として総額の約 1 億 800 万円が記載されているのみで、本体代金と通信利用料の内訳の記載もなかった。額の確定時に、A 社宛の携帯電話サービス事業会社発行の請求書や明細書等の裏付け書類の提出を総務省が求めていれば、交付金の過剰な支払いを防ぐことができた可能性が高い。

- 事業継続の見通しについての確認が不十分

事業終了時に提出された資料の中には、ユーザーに対する継続利用意思確認のためのアンケート調査を行った旨、及び継続希望者以外からは事業終了時に携帯電話を回収した旨が記載されていたが、継続希望者の数や事業終了時の回収台数は提出資料のどこにも記載されていない。事業期間終

了後は年間約 7 万円の利用者負担金を想定していることは成果報告書に記載されており、利用者が激減する可能性も十分想定できたと思われる。総務省が事業終了時点での継続希望者数の確認を行っていれば、事業の継続状況についてより早期に把握し、改善の指導を行うことができたと思われる。

４　本件に対する豊川市の対応

- 豊川市に対して、総務省から以下のような対応を求めたところ。
  - 過剰に支払われた約 4500 万円の携帯電話通信使用料の総務省への自主的な返還
  - 4 台のサーバ、1000 台の携帯電話の有効活用を含む、今後の本事業の継続的な運営についての計画の策定
- 豊川市において、本件問題の原因究明と再発防止策の検討のため、弁護士等の第三者を含めた機関を設置する。

５　総務省の対応（プロジェクトチームのこれまでの活動及び今後の予定）

- ICT ふるさと元気事業の個別採択事業のうち、NPO 法人が事業主体である事業（昨年 5 月のプロジェクトチーム発足時に既に調査済みであった事業を除く）について計画書・報告書等の提出書類を検討し、そのうち特に問題があると疑われた事業について現地調査を含む詳細調査を実施したところ、主に以下のような問題点が認められた。
  - 計画時に定められた事業の目的を達成していないものや、継続的な事業運営の努力が行われていないものが多い。
  - NPO 理事の関係会社への業務委託、疑問を感じざるを得ない業者選定理由による随意契約など、不透明な委託先選定が見受けられる。
- 本年 5 月に、個別事業の調査結果及び ICT 関連補助金の制度及び運用の抜本的改善を図るための提言について、プロジェクトチーム報告書を取りまとめ、大臣に報告・提言する。

以上